事　 務　 連　 絡

令和２年 ４月９日

一般社団法人

全日本駐車協会 殿

国土交通省

都市局 街路交通施設課

　平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、先日来ご協力をいただいているところですが、このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。

　貴法人におかれては、下記についての周知並びに必要な対策の実施等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

　　 　　　　　　　　　　　　　　　記

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）

　令和２年４月７日の第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）につきましては、既に周知等をさせて頂いたところですが、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤等、人との交わりを低減する取組については、基本的対処方針において、「強力に推進する」とされており、政府本部において、総理大臣より「ゴールデンウィークが終わる５月６日までの１か月間に限定して、国民の皆様には、７割から８割の削減を目指し、外出自粛をお願いします。」との発言がありました。

つきましては、貴法人におかれまして、テレワークや時差通勤等の今まで以上に強力な推進が図られるよう、今一度、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた所管事業者における在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）（令和２年４月８日付大臣官房危機管理官事務連絡）